

会 議 記 録

政策企画局 市民参加・協働推進課

開催日	平成 23 年 6 月 22 日(水)	開催時刻	9 時 00 分から 12 時 00 分
会議名	上田城南地域協議会(平成 23 年度第 3 回)		
出席者	田中明委員、宮島委員、石井孝二委員、石坂委員、金井委員、石井信子委員、岩木委員、上原委員、木内委員、竹田委員、西川委員、宮崎委員、宮澤委員、宮下委員、山浦正嗣委員 (欠席委員) 荒井委員、荒木委員、清水委員、田中信治委員、山浦健太郎委員 (事務局) 山寄 市民参加・協働推進課地域振興政策幹、林 市民参加・協働推進課課長補佐、堀内 市民参加・協働推進課主査 (説明者) 小宮山 市民参加・協働推進課長		
会議次第	<p>1 開会(山寄政策幹)</p> <p>皆さんおはようございます。定刻になりましたので第 3 回城南地域協議会を始めたいと思います。</p> <p>2 会長あいさつ(宮島副会長)</p> <p>おはようございます。本日はお忙しいところ、協議会にご出席頂きましてありがとうございます。前回の協議会で城下自治連の宮下委員から提案がありました城下自治連と地域協議会との懇談会を開催することになりました。日程は事務局から申し上げますのでよろしくお願い致します。今日は 4 月 1 日から施行された上田市自治基本条例について、担当課から説明があります。よろしくお願い致します。分科会では地域まちづくり方針に添って課題等について話し合いを進めていきたいと思います。よろしくお願い致します。</p> <p>3 会議事項</p> <p>事務局： ありがとうございます。それでは会議事項に入りますが、今日は 6 月議会一般質問最終日のため、会議事項の順番を変更して先に分科会を開催したいと思います。又、城下自治連の懇談会の予定ですが 7 月 12 日(火)午後 1 時半より城南公民館の一階の指導室で行いたいと思います。出席委員は正副会長と各分科会のリーダー・副リーダーで、全員で 9 名になります。よろしくお願い致します。</p>		

副会長： では分科会に入ります。よろしく申し上げます。

(分科会開催)

会長： それでは再開致します。自治基本条例について市民参加・協働推進課より説明をお願いします。

市民参加・協働推進課： 皆さんこんにちは、市民参加・協働推進課長小宮山です。よろしくお願ひ致します。本日は議会開会中であり一般質問最終日のため、予定を変更して頂きましてありがとうございます。それでは早速、説明に入らせて頂きます。

自治基本条例の概要版、逐条解説の説明。

会長： それでは、只今の説明について質問はありますか。

委員： 資料2ページの表、人口動態の推計の図の真ん中、2008年に縦の線が入りその横に2004年人口のピークと書いてあり、上の(2)少子化進行の中では2005年は総人口過去最高と書いてあるが、これは意味があるのか。

市民参加・協働推進課： 調査した年度と発表する年度でズレが生じているような気がします。調べてご回答申し上げたいと思います。

総務省発表によると、ピークは2004年12月の1億2783万8千人

委員： それとこの自治基本条例は全国的に制定していると思いますが、上田市の自治基本条例の特色を教えてください。自治会へ戻って説明したい。

市民参加・協働推進課： 今まで180を超える自治体、日本全体の約1割程度の自治体で自治基本条例が整備されています。その中でも自治の基本理念・基本原則はその自治体において様々な作りこみをしているものであります。上田市としては自治の基本原則である団体自治と住民自治を「参加と協働」により推進していこうというものを掲げたこと。そして、合併の理念にも掲げてきましたが、「地域内分権」の二つの理念を掲げた事が特色だと思います。

それから基本原則の中では、「人権尊重の原則」について、今まで上田市の中で男女共同参画については、人権尊重のまちづくりを目指し非常に力を入れて進めてきました。これについて基本原則の中に謳っているということも特色だ

と思います。

さらに市民、市議会、市の役割というものはどの自治体でも規定してありますが、「地域コミュニティ」について非常に重要であると規定している所は半数位あります。そんな中、地域コミュニティへ市民の皆さんには積極的に自治会組織への参加を行っていただくこと、さらには自治会だけではなくこれから新たに担う公共性の高い市民活動団体においても積極的に関わりを持ち、地域コミュニティ全体で守り育てるよう努めていただくと表現していて、これも特色だと思います。

それと地域コミュニティに対して市が支援することを謳っています。これは市の条例の中では初めて規定したものです。今まで自治会組織については、任意団体、権利能力無き社団と表現されたこともありますが、今では自治法において法人格を取得する事ができるようになりました。自治会組織と一般の市民活動団体それぞれに対する支援はもちろんですが、両者の連携した活動にも支援をしていくということが規定されています。

また、わがまち魅力アップ応援事業も自治会に対しての補助と市民活動団体に対しての補助をすみわけて考えていまして、自治会は 150 万円、市民活動団体は 100 万円としています。あとは、市民の皆さんに対して行政が頑張るということをしっかり規定しました。一番重要なのは、これを進めていくために行政はどう進めていくかを市民の皆さんに示しながら、結果についても公表し、評価して頂き、また見直しにつなげていくということが重要だと思います。ご理解をお願いします。

委員： ありがとうございます。

会長： その他にはありますか。

委員： 市民がこのような条例に対して認知度を高め、魅力が無ければ全く機能しないと思います。だからこれからどうやって認知させていくのが第一だと思う。

それと一点、市議会です屋議員が質問し、この条例について管理監督者の研修を行い、職員の指導にあたっており新人研修を行っていく、と答弁されましたが。その辺の研修はどの程度進んでいるのか。

市民参加・協働推進課： 最初の市民への周知についてですが、市民の責務でこれを十分に理解して頂き、行動に移して頂く、これが一番重要だと思います。そのための周知については今後も市民説明会は終了しましたが地域協議会においてとか、出前講座等も 240 の自治会の皆さんが申請して頂くようお勧めしていく

ところでありますが、様々な機会を設けこれで終わりではなくて今後も時間は掛かりますがそのような形で進めていきたいと思っています。

管理監督者の研修ですが、庁内に課長会議があります。100人を超える課長がおりまして、課長全体を集めてこの自治基本条例を約一時間程度、逐条的に解説をしました。庁内の課の中でも課長が率先して推進していきます。そのような形で全庁的に推進してまいりたいと思っています。

委員： 大変な努力はあると思うが、これから諦めないで市民に理解して進めていかないと、特に条例というものは理念で終わってしまう。市民、一人一人が身近な問題だという理解をする努力を是非進めていただきたい。私も進めたい。

市民参加・協働推進課： ありがとうございます。今後ともよろしく申し上げます。

会長： それでは本日はこれで終わりにしたいと思います。後、事務局から申し上げます。

事務局： 報告ですが、城南公民館建設について事業者が決定しました。本体工事は6月議会に諮ってからという事でこの次にご報告したいと思います。電気設備工事は石井電気工業さん。設備関係は日本ガス水道株式会社さん。以上です。

会長： それでは本日は終わりにしたいと思います。ご苦労様でした。

4 次回会議の開催と日程について

第4回城南地域協議会 平成23年7月20日(水)

第5回城南地域協議会 平成23年8月24日(水)

5 閉会